

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市公用車運用最適化事業
担当部・課名	総務部 総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	（共同企業体名）SMAS グループ （代 表 企 業）住友三井オートサービス株式会社 東京都新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号 （その他構成員）SMA サポート株式会社 東京都新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号
契約金額（税込）	6, 4 5 4, 3 6 0 円
契約締結日	令和 8 年 6 月 3 日
契約期間	契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日
根拠規定（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項）	■ 第 2 号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本事業は、その業務内容が競争入札に適さない事業であって、価格だけでなく車両台数の適正化、維持管理業務の効率化等を図ることを見据えて、契約相手方の候補者を選定する必要がある。 このため、「阪南市公用車運用最適化事業に係る事業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。 同選定委員会では、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること、実現性の高い具体的な手法であることなどが高く評価できるとして、本事業の履行に最も適した受託候補者として選定した。 以上の理由から、上記契約相手方と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市企業誘致意向調査業務委託
担当部・課名	未来創生部 企画課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社東京商工リサーチ (東京都千代田区大手町 1-3-1 JA ビル)
契約金額（税込）	9,054,782 円
契約締結日	令和 8 年 6 月 1 日
契約期間	契約締結の日～令和 8 年 1 2 月 2 8 日
根拠規定（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項）	■ 第 2 号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、その業務内容が競争入札に適さない業務であって、価格だけでなく、阪南市企業誘致意向調査業務を運営するにあたり、適切かつ効果的な実施手法の提案し、業務を実施することができる契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「阪南市企業誘致意向調査業務委託業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 同選定委員会において、本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること及び独自性の高い提案であることなどが高く評価できるとして、上記契約相手方を本業務の委託候補者の最適者として選定した。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	JVA 第 25 回全日本ビーチバレーボール高等学校選手権大会 男子に係る運営業務委託
担当部・課名	未来創生部 まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	全日本ビーチバレージュニア男子選手権実行委員会 大阪市浪速区難波中 2 丁目 7－2 5 ナンバビル 3 0 4
契約金額（税込）	1, 1 5 0, 0 0 0 円（税込）
契約締結日	令和 8 年 6 月 1 日
契約期間	契約締結日～令和 8 年 8 月 3 1 日
根拠規定（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項）	☐ 第 2 号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☒ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	JVA 第 25 回全日本ビーチバレーボール高等学校選手権大会 男子の開催には、公式ルールに基づいた大会運営（選手募集、予選大会運営、荒天等による試合中断等の不測の事態に対する迅速かつ公正な対応等も含む）、及び事故の未然防止や事故が発生した場合に備えて、迅速な対応を行える体制整備等、出場選手への安全対策を確実に行わなければならない。 これらの業務については、競技に関する専門知識、ノウハウ、経験、および周辺施設などの開催地に関する知識が不可欠であり、これらすべてを兼ね備えた組織が大会運営を行う必要がある。 上記の業務を実施できるのは、（公財）日本バレーボール協会、同協会に加盟する大阪府バレーボール協会、大阪高等学校体育連盟バレーボール専門部で組織される「全日本ビーチバレージュニア男子選手権実行委員会」しかないため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、本実行委員会と随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和9年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会 大阪市西区阿波座1丁目6番1号
契約金額（税込）	2,465,100円（税込）
契約締結日	令和8年6月29日
契約期間	契約締結日～令和9年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託は、単に固定資産の鑑定評価を行うのではなく、広域での比較調整が必要であり、大阪府で定められている固定資産鑑定評価員会議ブロックで、同ブロックに所属する貝塚市以南の全市町が公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と業務委託契約を締結し、鑑定士同士の調整を行っている。 以上のような理由により、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	桃の木台小学校トイレ改修Ⅰ期工事監理業務委託
担当部・課名	都市整備部都市整備課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社阿波設計事務所 大阪市浪速区元町2丁目2番12号
契約金額（税込）	4,961,000 円
契約締結日	令和8年6月16日
契約期間	令和8年6月16日から令和9年1月29日まで
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☒ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	工事監理業務は、設計内容を工事業者に指導、伝達等を行い、設計図書のとおり施工されていることを監理しなければなりません。 また、設計図書に定められた限られた期間内に工事を進めていかなければならず、現場で発生する当初想定し得ない様々な問題や変更についても迅速に対応しなければなりません。設計者と監理者が異なると、工事が進捗する中で、監理者が設計図書の意図等を迅速に把握し、かつ工事業者に対し、十分な指導等を行うことは困難であることから、円滑な業務遂行に支障をきたすおそれがあります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本工事の設計者である株式会社阿波設計事務所と随意契約を行うものであります。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和8年度市内美化一般廃棄物等処分業務委託
担当部・課名	都市整備部 河川農水課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南環境事業協同組合 理事長 古田 能継 大阪府阪南市自然田 1104
契約金額（税込）	3,201,000 円
契約締結日	令和8年6月16日
契約期間	契約締結日～令和8年8月9日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	美化活動に伴い収集された大量の一般廃棄物が、一時仮置き場に長期に保管されることは、周辺の環境に及ぼす影響が多いことから、市として、これら空き缶などを短期間に処理を行うことが、本事業を行うに当たり最優先事項と考える。「阪南環境事業協同組合」は阪南市で唯一、専用車輛たるパッカー車を保有し、一般廃棄物の収集運搬許可業者により構成され、機動力に優れているため、本業務の委託先はここにおいてほかにはない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	財務会計システム 公金収納デジタル対応業務委託
担当部・課名	会計課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	3,300,000円
契約締結日	令和 8 年 6 月 5 日
契約期間	契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本契約は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、令和8年9月24日より開始される「地方税以外の公金の収納事務」への対応（以下「eL-QR対応」という。）を目的とし財務会計システムを改修するものである。現在運用中の財務会計システムは、株式会社南大阪電子計算センターが構築・導入・保守を行っており、本件改修においては、既存システムとの整合性が不可欠であり、保守運用面を考慮してもシステム全体を熟知している同社が改修を担うことがリスク管理、維持管理の観点から最も妥当である。また、今回のeL-QR対応は、地方税共同機構が提供するシステムとの高度な連携を要し、同社は、これまで本市における地方税関連システムの運用において、地方税共同機構との接続要件を熟知しており、本件における円滑なシステム接続および運用開始後の技術的サポート体制を維持できる唯一の業者である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	総合体育館低濃度P C B廃棄物収集、運搬及び処分業務委託
担当部・課名	生涯学習部 生涯学習推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	オオノ開発株式会社 愛媛県松山市北梅本町甲 1 8 4 番地
契約金額（税込）	1, 0 4 2, 8 0 0 円
契約締結日	令和 8 年 6 月 1 6 日
契約期間	令和 8 年 6 月 1 6 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
根拠規定（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項）	■ 第 2 号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、総合体育館電気発電機室にある低濃度P C B廃棄物を収集、運搬及び処分を行う業務である。 低濃度P C B廃棄物の収集、運搬及び処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境大臣の認定を受ける必要がある。 オオノ開発株式会社は、阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者のうち、低濃度P C B廃棄物の収集、運搬及び処分に係る環境大臣の認定を受けた本業務を請け負うことができる唯一の事業者である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのはオオノ開発株式会社において他になく、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行う。